

採用から退職までの広範な諸問題に対応。
事業主の力強いパートナーです。

ヒトに関する エキスパート

社会保険労務士の業務は、多方面にわたっているので一口では言い表せませんが、労働社会保険関係諸法令（健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等51の法律〔21頁参照〕）及び人事・労務管理（人事管理、労働条件管理、労使関係管理等）の専門家として、企業経営の四要素（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、ヒトの採用から退職までの労働及び社会保険に関する諸問題、さらに老後の年金を含む生活設計や介護の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。

